

国際的武器輸出管理レジームと日本の平和主義

青井未帆(信州大学准教授・憲法学)

aoi@shinshu-u.ac.jp

はじめに

I 9条・平和主義

憲法9条 = 国家権力をコントロール・抑制するための条項

(役割) 国家が採りうる安全保障政策の選択肢への制約

⇒ 外交政策への憲法的制約

9条 = “軍事的なもの”の強い否定

→ 軍隊の否定・非武装平和主義として解釈されるからこそ

「軍ではない」自衛隊をはじめとして、武器禁輸政策、非核三原則などの政策

(=私たちの9条・平和主義理解)が形作られてきた

II 国際的な枠組み

・『軍縮・不拡散白書』11頁の図参照

III 国際的な武器輸出管理レジーム

・戦略的な側面を有すること

・平和主義的な側面も有していること

湾岸戦争 → 安全保障に必要とされる以上の武器・技術が湾岸地域に蓄積

→ 国際的な軍備の輸出管理進展に大きな影響

WAの設立目的の一つ:「通常兵器及び関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大

及び、より責任ある管理を促進することにより、それらの過度の蓄積を

防止し、地域及び国際社会の安全保障と安定に寄与する」

おわりに

① 輸出管理を国内実施し、新しい不拡散イニシアティブへ参加するにあたっては、レジームの有する戦略的側面の、憲法以下安全保障政策の内包するロジックとの整合性を熟慮する必要があるだろう

② わが国の平和憲法と通ずる平和主義的な側面については、更なる国際的展開を支援するべきであろう

【 参 考 資 料 】

NSG（原子力供給国グループ）

核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。

AG（オーストラリア・グループ）

化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品および技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。

MTCR（ミサイル技術管理レジーム）

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段(宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機)並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。

WA（ワッセナー・アレンジメント）

ココムが発展解消し、その後継として 1996 年設立された、(1) 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。

(『軍縮・不拡散白書』用語解説集 (203 頁以下) より)

【 文 献 紹 介 】

外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交』〔第三版〕(2006 年)。

国際政治 108 号 (『武器移転の研究』(1995 年))。

青井未帆「武器輸出三原則を考える」信州大学法学論集 5 号 (2005 年) 1 頁以下。

青井未帆「9 条・平和主義と安全保障政策」安西文雄ほか『憲法学の現代的論点』(有斐閣、2006 年) 93 頁以下。

浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理—制度と実践』(有信堂、2004 年)。